

福岡県医師会第 694 号 (地)
令和 4 年 6 月 3 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

感染症サーベイランスシステムの更改について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて現在、すべての医療機関において、感染症法に定められる感染症（一類～五類感染症等）患者等を診断した場合は、最寄りの保健所に発生届を提出し、その情報に基づき保健所が感染症サーベイランスシステム（NESID）（以下「現行システム」という。）に患者情報や病原体情報の入力を行い、国において一元的に情報が管理されているところです。

今般、厚生労働省より福岡県保健医療介護部を通じて、今後の新興・再興感染症の発生に備えた機能を有し、迅速な機能拡張を可能とする次期感染症サーベイランスシステム（以下「次期システム」という。）を開発及び導入することについて情報提供がありました。

次期システムにおいては、すべての医療機関等から発生届等のオンライン入力が可能となり、都道府県・保健所設置市、保健所等の関係者間で情報共有が即時に行えるようになるとともに、保健所等における事務負担が大幅に減少し、業務のオンライン化にも寄与することが期待されております。また、令和 4 年 10 月以降に自治体ごとに順次医療機関等からのオンライン入力の開始が想定されており、システム導入方法については、改めて連絡されることとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 新型コロナウイルス感染症については、感染状況が収束するまで HER-SYS での対応とし、感染状況の収束後に次期システム開発状況も勘案して移行時期が決定する予定です。
- 2) 本件について照会がある場合は、下記担当宛てに、所属・質問者名・問合せ内容を記載のうえメールにてご連絡をお願いします。

記

1. 運用開始予定日について

令和 4 年 10 月 11 日（火）

2. 問合せ先

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課
感染症対策係 阿部

Email : abe-i278@pref.fukuoka.lg.jp

TEL : 092-643-3597 FAX : 092-643-3331

公印省略

4 疾病第 2 2 5 8 号
令和 4 年 5 月 1 9 日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会長
一般社団法人福岡県私設病院協会長
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県精神科病院協会長

殿

福岡県保健医療介護部長
(がん感染症疾病対策課感染症対策係)

感染症サーベイランスシステムの更改について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省健康局結核感染症課から別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員に対して周知をお願いいたします。

なお、本件について照会がある場合は、別添 3「問合せ様式」により、下記担当あてにメールにて御連絡をお願いいたします。

－問合せ先－

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課
感染症対策係 阿部

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7－7

TEL：092-643-3597 FAX：092-643-3331

Email：abe-i278@pref.fukuoka.lg.jp

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症サーベイランスシステムの更改について

感染症サーベイランスシステム（以下「現行システム」という。）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に基づく感染症発生動向調査事業を円滑かつ確実に実施するために、平成 18 年度より運用しているところです。この度、今後の新興・再興感染症の発生に備えた機能を有し、迅速な機能拡張を可能とする次期感染症サーベイランスシステム（以下「次期システム」という。）を開発・導入することとしました。

次期システムにおいては、感染症法に基づく感染症発生届等について医療機関等からのオンライン入力が可能となるため、都道府県・保健所設置市・特別区（以下「都道府県等」という。）、保健所等の関係者間で情報共有が即時に行えるようになるとともに、保健所等における F A X 処理やシステム入力・確認等の事務負担が大幅に減少し、業務のオンライン化にも寄与することが期待されます。スケジュールや前提事項は、下記をご確認ください。

なお、新型コロナウイルス感染症に関しては、感染状況が収束するまで新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（H E R - S Y S）による対応を継続します。

記

1. 運用開始予定日について

令和 4 年 10 月 11 日（火）

※運用開始後も利便性向上の観点などから継続的に開発を実施予定

2. 利用環境・利用条件について

- 医療機関等が次期システムを利用する際は、インターネット接続環境が必要です。また、都道府県等、保健所等の行政機関は、現行システムと同様に L G W A N※接続環境からも利用可能です。

※L G W A N：総合行政ネットワーク。都道府県や市区町村などの地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワーク。

- インターネットに接続できる機器であれば、情報の入力・閲覧が可能であり、パソコンのほか、スマートフォン、タブレットからもご利用いただけます。入力情報は入力端末には残りませんので、既にお使いいただいている機器を使用いただくことが可能です。
- 次期システムの利用に当たっては利用者ごとのアカウントが必要になります。また、次期システムで取り扱う情報を適切に管理いただくため、別途お示しする予定の利用規約への同意を前提とします。

3. セキュリティ対策について

- 次期システムは、インターネットを経由し入力した個人情報（要配慮個人情報を含む）をクラウド上で保管するものであり、①ネットワークについてはT L S 1.2 以上のみとするなど盗聴、情報漏えい等を防止、②インターネット経由利用時には二要素認証（システムから発行された I D、パスワードに加えて電話番号又はメールアドレスを用いた認証）、③データの暗号化などセキュリティや可用性等に係る適切な措置を講じます。

4. 個人情報保護法令との関係について

- 次期システムは、感染症法第 12 条から第 14 条に基づく発生届、第 15 条に基づく積極的疫学調査の業務のために収集している患者に関する情報等のやりとりについてオンライン化を図り、感染症法第 15 条に基づく情報の収集等を迅速かつ効率的に行うことができるようにするものであり、これらの法令に基づいて認められる範囲において、情報の収集及び第三者への提供（例：医療機関から保健所への提供）を行うよう設計されます（関係者の種類によって、閲覧できる情報の範囲は異なります。）。
- 各個人情報保護法令上は、法令に基づく第三者への提供については本人同意を要しないこととされていますが、個人の健康状態に関する情報など、その保護に特に配慮する必要がある情報が含まれるため、感染症法に基づく業務を遂行するために必要な限度において、医療機関や都道府県、厚生労働省等の関係者に情報提供が行われることや、具体的な情報提供先等について、患者本人に対し可能な限り説明を行うことが望ましいと考えられるため、各機関における個人情報保護条例等に基づき適切に取り扱うようお願いします。

5. 利用者アカウントの管理について

- 各利用機関における一般利用者アカウントについては、都道府県等の利用者認証実施者（システムアドミニストレータ）が発行・変更・停止などを管理していただきます。
- 現行システムの一般利用者アカウントについては、既存アカウントを継続利用できるよう次期システムに移行します。
- 現行システムに存在しない医療機関等の一般利用者アカウントについては、利用者認証実施者（システムアドミニストレータ）に新規発行いただく予定であり、具体

的な手順等は追ってお示しします。

6. 連絡窓口担当者の登録依頼について

- 今後、次期システムの運用開始に向けた各種案内や依頼に関する連絡を行うに当たって、各都道府県等における連絡窓口担当者の登録をお願いします。
- ついては、別添1「連絡窓口登録票」に必要事項を記載の上、別添2「ファイル共有機能の操作方法について」を参照いただき、5月27日（金）までに現行システムのファイル共有機能を活用してご提出をお願いします。

7. 問合せ先について

- 本事務連絡に関する照会は、別添3「問合せ様式」に必要事項を記載の上、以下の連絡先までメールにてご連絡をお願いします。なお、システム操作等に関する照会は現行システムヘルプデスクまでご連絡をお願いします。

【照会先】

《事務連絡の内容に関する照会》

厚生労働省健康局結核感染症課

メールアドレス：jyouhoukanri@mhlw.go.jp

《システム操作等に関する照会》

ヘルプデスク

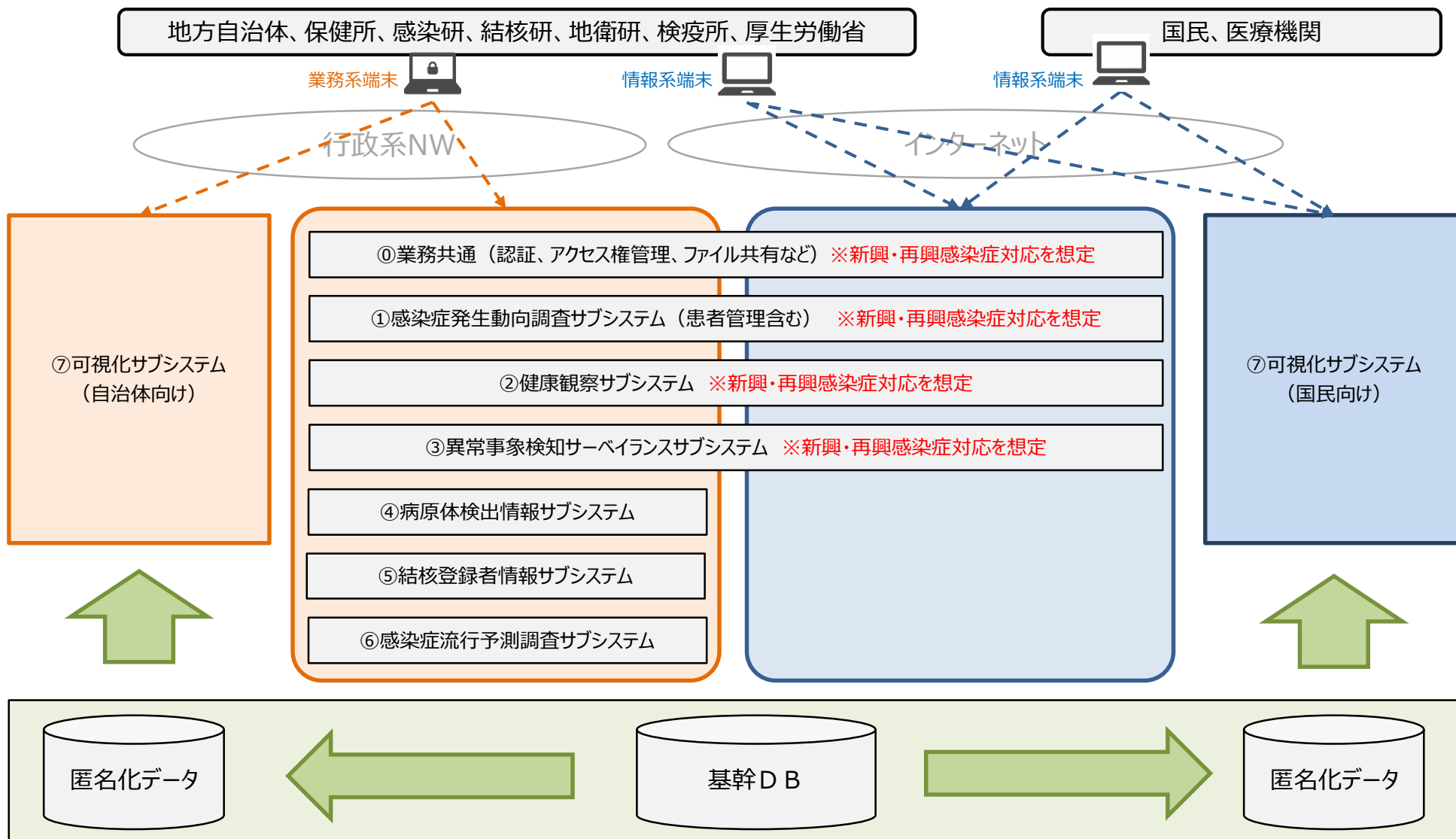
電話番号：03-5740-8161

メールアドレス：nesid-helpdesk@toshiba-sol.co.jp

(参考資料) 次期システムの概要等

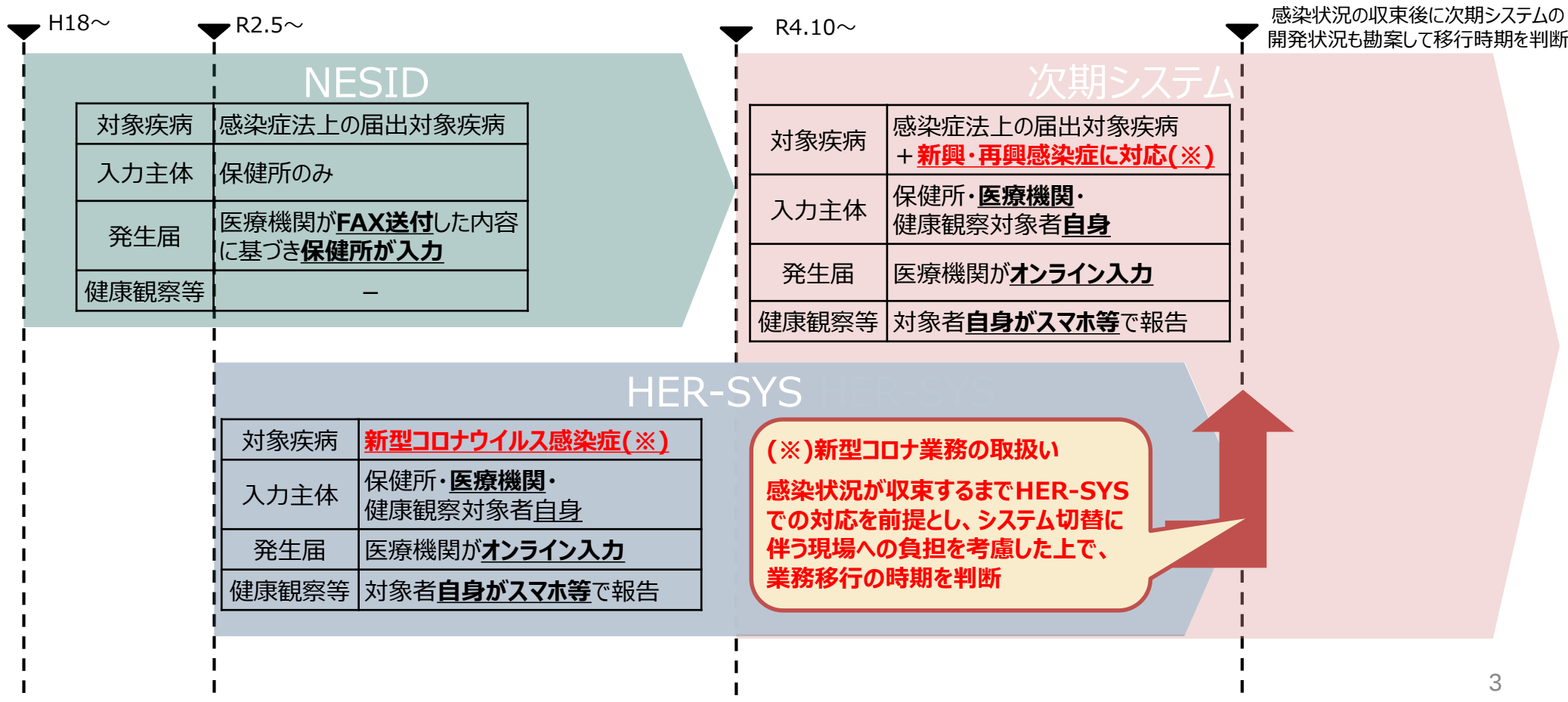
次期システムの概要について

- 感染症対策及び新型コロナウイルス感染症対策に資する関連システム（NESID、HER-SYS等）の現行契約が満了することに伴い、民間クラウドに基盤を統合し運用の効率化を図るとともに、今後の新興・再興感染症の発生に備えた機能を有し、迅速な機能拡張を可能とする「次期感染症サーベイランスシステム（仮称）」を整備する。



次期システムへの業務移行について

- 新型コロナウイルス感染症対策に関して日々刻々と変化する状況に適時適切に対応すべくHER-SYSではアジャイル開発が続いており、すべての機能を直ちに継承することが困難な状況の中で、新型コロナ業務を次期システムに移行することは現場の業務負荷が大きいと考えられることから、感染状況が収束するまでは新型コロナ業務をHER-SYSで対応することを前提に開発を進めることとする。
- 新型コロナ業務が継続する中で、届出対象疾病に係る医療機関からの報告を一斉にオンライン入力に切り替えることは、現場への負担が大きいと考えられることから、令和4年10月以降に自治体ごとに順次医療機関等からのオンライン入力を開始することを想定している。



サービスイン後の段階的な機能拡張について

- 令和4年10月（1次リリース）時点では、現行NESIDの各サブシステムを政府共通PFから民間クラウド基盤に移行するとともに、新興・再興感染症に対応する機能を備えた新システムをサービスインすることを予定している。
- また、サービスイン後も継続的に開発を実施し、令和5年3月（2次リリース）時点では、現行NESID機能を改善するとともに、新興・再興感染症に関して利用者アンケート等を踏まえて洗い出した課題に対応したシステム改修等を予定している。

① 感染症発生動向調査事業関係

- ・業務共通サブシステム
- ・発生動向調査サブシステム
- ・健康観察サブシステム
- ・異常事象検知サーベイランスサブシステム
- ・可視化サブシステム

② 上記以外の事業関係

- ・ファイル共有サブシステム
- ・病原体検出情報サブシステム
- ・感染症流行予測調査サブシステム
- ・結核登録者情報サブシステム

開発

▼ R4.10～1次リリース

継続的开发

※サービスイン後の利用者アンケートを踏まえて課題の洗い出し、課題に対応したシステム改修等を予定

・現行NESID機能（サブシステム統合含む） + 新興・再興感染症対応

対象疾病	感染症法上の届出対象疾病 + 新興・再興感染症に対応
入力主体	保健所・医療機関・ 健康観察対象者 自身
発生届	医療機関が オンライン入力
健康観察等	対象者 自身がスマホ等 で報告

現行NESIDと同様の機能 （②のうち結核登録者情報サブシステム以外）

現行NESIDと同様の機能 （②のうち結核登録者情報サブシステム）

▼ R5.3～2次リリース(予定)

▼ R5.7～

継続的开发【P】

・新興・再興感染症対応機能追加

利便性強化

- ・郵便番号変換による住所入力
 - ・年月日エラーチェックの強化
 - ・発生届検索機能の強化
 - ・個票印刷の備考欄レイアウト改善
- など

・現行NESID機能改修

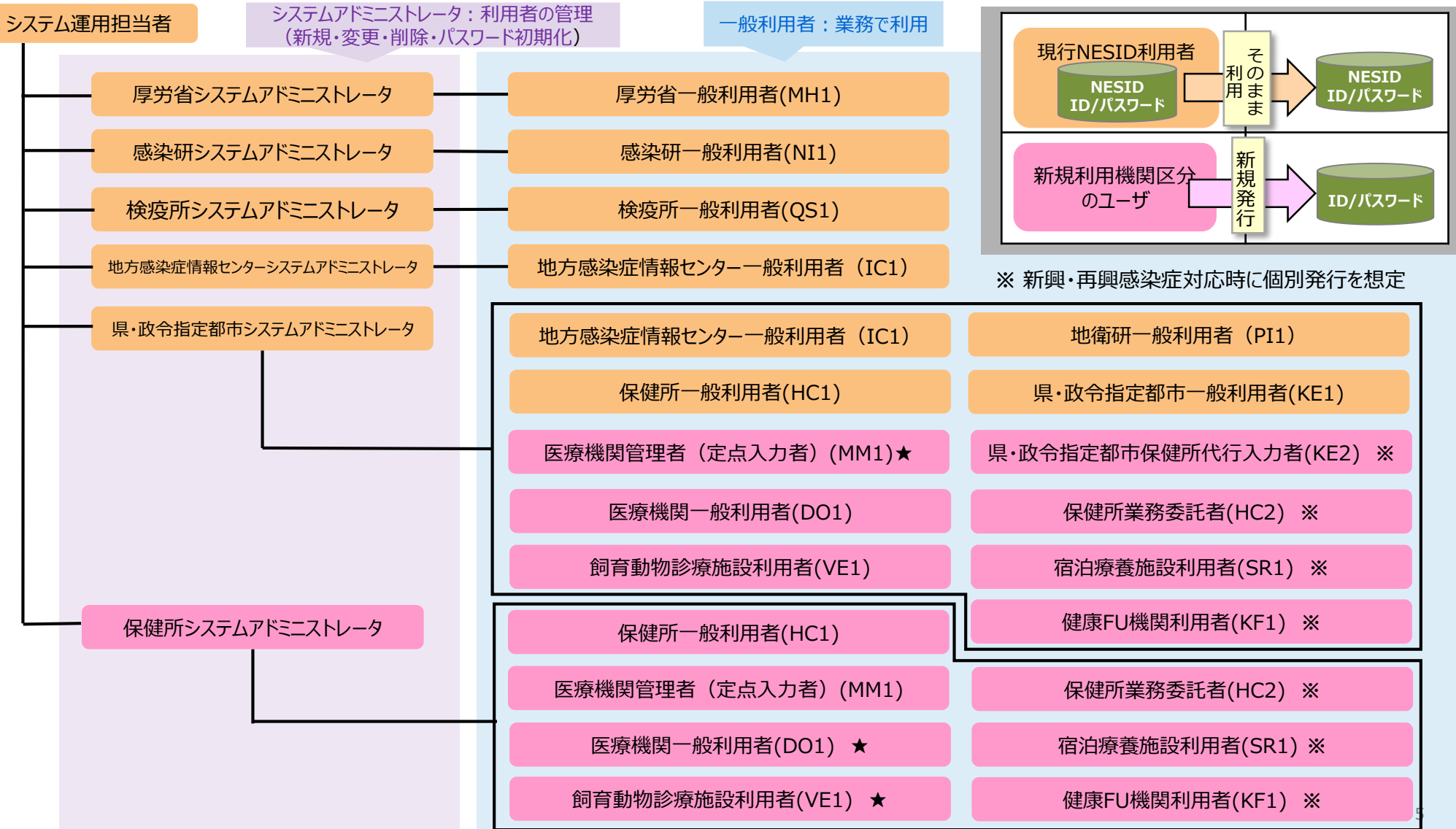
- ・システムIDによる発生動向調査サブシステムと病原体検出情報サブシステムの連携
 - ・病原体検出情報一括登録可能な疾病種類の追加
 - ・感染症流行予測調査の新型コロナウイルス感染症対応帳票追加
 - ・保健所間のファイル共有機能追加
- など

・現行NESID機能改修

- ・年報作成機能の改善
- など

利用者アカウントの管理体系について

- 現行NESIDユーザについては、既存アカウントを継続利用できるよう次期システムに移行することを予定している。
- 現行NESIDに存在しない新規利用機関区分のユーザについては、別途アカウント発行が必要となるが、**医療機関等については、都道府県等・保健所に利用者アカウントを管理いただくことを想定**（主対応：下図★）している。



次期システムにおける利用者権限ポリシーについて

①国における権限ポリシー

- 【MH1】厚生労働省及び【NI1】国立感染症研究所は、入力・発生届確認（システム上の確定処理）は行わないが、システム上に自治体、医療機関等が入力したすべての情報を参照・出力可能とする。
- イントラ経由の利用が想定されるが、有事対応に備えて二要素認証を前提にインターネット経由でも同様の機能を利用可能とする。

②自治体における権限ポリシー

- 【KE1】県・政令指定都市は、積極的疫学調査の一部項目の入力及び保健所が報告した発生届内容を確認（システム上の確定処理）を可能とし、所管内で入力されたすべての情報を参照・出力可能とする。
- 【HC1】保健所は、医療機関等が報告した発生届内容の確認（システム上の確定処理）を可能とし、管轄内のすべての情報を入力・参照・出力可能とする。
- 【KE2】県・政令指定都市(保健所代行入力者)及び【HC2】保健所(入力業務受託者)は、該当保健所管轄内のすべての情報を入力可能とするが、医療機関等が報告した発生届内容の確認（システム上の確定処理）は行わず、入力・参照・出力は都道府県等・保健所がユーザ単位で疾病別の権限設定を可能とする。
- 自治体の各ユーザは、二要素認証を前提にインターネット経由でも同様の機能を利用可能とする。
※【HC2】はLGWAN環境を有さない想定。【KE1】・【HC1】・【KE2】は入力・参照・出力に関する制御及び運用徹底をもってセキュリティを担保する。

③医療機関等における権限ポリシー

- 【DO1】医師、【MM1】医療機関管理者及び【VE1】獣医師は、発生届報告の入力及び積極的疫学調査の一部項目を入力可能とし、入力・参照・出力は都道府県等・保健所がユーザ単位で疾病別の権限設定を可能とする。

④その他機関における権限ポリシー

- 【SR1】宿泊療養施設及び【KF1】健康FU機関は、積極的疫学調査及び健康観察を入力可能とし、入力・参照・出力は都道府県等・保健所がユーザ単位で疾病別の権限設定を可能とする。

利用機関別・利用者権限マトリクス

- 次期システムにおいて予定している利用者権限の管理方法は以下のとおり。
- 新興・再興感染症への対応に備え、HER-SYSを参考に、都道府県等の保健所代行入力、保健所入力業務受託者、宿泊療養施設、健康フォローアップ機関などの権限種別を設定可能としており、これら以外の権限種別についても必要に応じて追加改修を行うことで権限設定することが可能となる。

	略称	利用機関	発生届報告					積極的疫学調査			健康観察		共通		
			全数入力	定点入力	動物入力	発生届確認(報告)	一覧・個票参照	自治体側入力	医療機関側入力(※)	医師所見	自治体側管理・入力	国民側入力	ID管理	CSV一括インポート	CSV等エクスポート
①国	MH1	厚生労働省	△	△	△	－	△ ユーザ毎に疾病別	△	△	△	△	△	△	△	△ ユーザ毎に疾病別
	NI1	国立感染症研究所	△	△	△	－	△ ユーザ毎に疾病別	△	△	△	△	△	△	△	△ ユーザ毎に疾病別
②自治体	KE1	県・政令指定都市	△	△	△	△	△ ユーザ毎に疾病別	○	○	△	○	△	○	○	△ ユーザ毎に疾病別
	HC1	保健所	○ ユーザ毎に疾病別	○	○ ユーザ毎に疾病別	△	△ ユーザ毎に疾病別	○	○	△	○	△	○	○	△ ユーザ毎に疾病別
	KE2	県・政令指定都市 (保健所代行入力者)	○ ユーザ毎に疾病別	○	○ ユーザ毎に疾病別	－	△ ユーザ毎に疾病別	○	○	△	○	－	○	○	△ ユーザ毎に疾病別
	HC2	保健所 (入力業務受託者)	○ ユーザ毎に疾病別	○	○ ユーザ毎に疾病別	－	△ ユーザ毎に疾病別	○	○	△	○	－	○	○	△ ユーザ毎に疾病別
③医療機関等	DO1	医師	○ ユーザ毎に疾病別	－	－	－	△ ユーザ毎に疾病別	－	○	○	○		○	○	△ ユーザ毎に疾病別
	MM1	医療機関管理者	－	○	－		△ ユーザ毎に疾病別		－	－	－	－	－		△ ユーザ毎に疾病別
	VE1	獣医師	－	－	○ ユーザ毎に疾病別		△ ユーザ毎に疾病別		－	－	－		－		△ ユーザ毎に疾病別
④その他	SR1	宿泊療養施設	－	－	－	－	－	○	○	○	○	○	○	○	△ ユーザ毎に疾病別
	KF1	健康FU機関													

【凡例】 ○：参照＋編集可能、△：参照のみ可能、－：利用不可

(※)検査結果、措置判定結果などを想定